

セット・火災共済給付請求の手引き

(生命基本・生命特約・医療・交通災害・セット・ワンコイン共済用)

給付請求にあたって

●給付請求される方へ

- ①給付請求するときは、この手引きに記載されている必要書類を揃えて、単位共済会（組合）に提出してください。
- ②セット・火災共済給付請求書は必ず提出します。太枠内に必要事項を記入・押印をしてください。
- ③②以外の必要書類には諸条件がありますので、下記の「給付請求必要書類欄の※印」をよくお読みください。
- ④給付請求は、共済事由が発生した日から2カ月以内に行うことが基本となります。共済事由発生から3年が経過すると時効となりますので、ご注意ください。国公共済会に書類一式が到着した日が基準日となります。
- ⑤共済金は、書類一式が国公共済会に到着した日から30日以内（1～15日到着は翌月1日、16日から月末到着は翌月15日）に指定の口座に入金します。15日または月末が土日休日の場合は、その前開局日が書類の到着の締切日となります。入金日が金融機関休業日の場合は、翌営業日となります。なお、調査等で審査に時間がかかる場合は、この限りではありません。

●単位共済会の国公共済会担当者の方へ

- ①加入者から給付請求書類の提出があった場合は、必要書類がすべて揃っているか、記載内容にもれがないかを確認の上、セット・火災共済給付請求書の右上の組合記入欄に署名・押印をしてください。また、治療申告書や組合証明の罹災証明書等、組合の署名・押印が必要な書類がありますので、もれがないようお願いいたします。
- ②確認・署名・押印後、書類一式をコピー（※後日、書類の記載内容について国公共済会から確認することがあります）して手元に置き、書類原本を国公共済会事務局に郵送してください。

給付請求必要書類

※様式はホームページからダウンロードできます。

必要書類	死亡			障害			入院			休業加療	交通 事故 通院	ケガ 通院 見舞	日帰 手術 見舞
	交通 事故	事故	病気	交通 事故	事故	病気	交通 事故	事故	病気				
①セット・火災共済給付請求書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
②死亡診断書／死体検案書	○	○	○										
③戸籍謄本 ※1	○	○	○										
④後遺障害診断書 ※2				○	○	○							
⑤診断書 ※3							◇	◇	◇	◇	◇		
⑥治療申告書 ※3							◇	◇	◇	◇	◇	○	○
⑦病院の領収書のコピー ※3							◇	◇	◇	◇	◇	○	○
⑧事故証明書 ※4	○	○		○	○		○	○			○		
⑨交通災害届出書(事故から30日以内に提出)	○			○			○				○		
⑩休業証明書／出勤簿の写し ※5										○			

◇ 給付金額等に応じていずれかが必要となります(※3参照)。

※1 個人口座へ共済金を振り込む場合、死亡者（高度障害者）と請求者の身分関係確認のため必要です。

※2 国公共済会所定の様式です。交通事故の場合は自賠責保険の障害診断書の写しでも結構です。その場合、等級結果のお知らせの写しを併せて提出してください。

※3 給付金額が5万円以下の請求は、診断書のかわりに「⑥治療申告書」と「⑦病院の領収書のコピー」で結構です。給付金額が5万円を超える請求は、診断書を提出してください。診断書は他に提出する診断書のコピーでも結構です。ただし、診断書が国公共済会所定の様式でない場合には、診断書とあわせて「⑥治療申告書」の提出が必要です。休業加療を請求するための診断書には「自宅安静期間」「休業加療期間」が明記されている必要があります。また、交通事故による整体院・整骨院等への通院は、他覚症状があり医師の指示がある場合に給付対象となります。この場合給付額が5万円以下の場合でも診断書の提出が必要です。

※4 交通事故の場合は、自動車安全運転センターまたは公共交通機関が発行する交通事故証明書が必要です。事故証明書が得られない場合は、事故目撃者（第三者）の現認書を提出してください。それも得られない場合は、取得できない理由を明記した労働組合の代表による証明書を提出してください。

※5 児童・学生は、保育園や学校の休業証明書が必要です。専業主婦・無職の方は、自宅安静期間を明記した申立書が必要です。

給付対象となる事由とコード表

単位共済会の国公共済会担当者は、つぎのコード表等を参考にして、セット・火災共済給付請求書所定の欄に日数・口数・請求金額を記入してください。

生命基本共済

コード	給付種目	1口あたりの共済金	給付内容
101	一般死亡	10万円	病気などによる死亡
102	事故死亡	20万円	不慮の事故の日から180日以内の死亡
103	一般障害	10万円～2千円	労働能力喪失の程度に応じて労基法施行規則別表第2の身体障害等級1～14級
103	事故障害	20万円～4千円	不慮の事故の日から180日以内の身体障害等級1～14級
104	事故入院	日額100円	不慮の事故による1日以上入院

生命特約共済

コード	給付種目	1口あたりの共済金	給付内容
105	死亡	10万円	病気・不慮の事故による死亡
106	高度障害	10万円	労基法施行規則別表第2の身体障害等級の第1級、第2級、第3級の2、3および4のいずれかに該当する身体障害

医療共済

コード	給付種目	1口あたりの共済金	給付内容
201	病気入院	日額500円	病気による1日以上入院（1日目から給付）
202	ケガ入院	日額500円	ケガによる1日以上入院（1日目から給付）
203	病気休業加療	日額250円	入院期間を除く、医師の指示に基づく連続10日以上自宅安静加療
204	ケガ休業加療	日額250円	入院期間を除く、医師の指示に基づく連続10日以上自宅安静加療
205	ケガ通院見舞金	定額1,000円	交通事故以外の不慮の事故による通院で、入院給付や休業加療給付に該当しない5回以上の通院
206	日帰り手術見舞金	定額500円	交通事故以外の傷病による手術で、入院給付、休業加療給付およびケガ通院見舞金に該当しない外来手術（歯科手術は除く）

交通災害共済

コード	給付種目	1口あたりの共済金	給付内容
301	交通事故死亡	200万円	交通事故による死亡
302	交通事故障害	200万円～8万円	労働能力喪失の程度に応じて労基法施行規則別表第2の身体障害等級1～14級
303	交通事故入院	日額3,000円	交通事故を直接の原因とする入院
304	交通事故通院	日額1,500円	交通事故を直接の原因とする通院

セット共済・ワンコイン共済

生命基本共済、医療共済、交通災害共済を組み合わせた制度です。保障内容は、それぞれの共済と同様です。

セット型	1型	2型	3型	4型	5型	6型	7型	ワンコイン	A型	B型	C型
生命基本共済	200口	160口	140口	110口	80口	50口	10口	5口	30口	10口	10口
医療共済	10口	8口	5口	4口	4口	4口	4口	3口	2口	2口	1口
交通災害共済	5口	4口	3口	3口	2口	1口	1口	0.5口	2口	2口	1口

※給付条件等の詳細は、必ず総合パンフレットをご確認ください。